

(自立支援)協議会の設置と運営における官民協働の意義**ー長野県西駒郷関係者へのインタビュー調査からー**

長野大学総合福祉学研究所社会福祉学専攻 後期博士課程 ○竹中正文 (9876) 三村仁志(9880)

キーワード：障害者総合支援センター、官民協働、自立支援協議会

1. 研究目的

協議会が障害者総合支援法第89条の3に規定され、地域における関係者等が障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、体制の整備について協議を行うものとされ、障害福祉計画を定め、または変更する際には意見を聞くよう努めるように定められた。このように協議会は政策システムと援助システムをつなぐ運営システムに位置づけられると考えられる(古川2021:58)。しかしながら、市町村が設置するこの協議会は、当事者・家族をはじめ地域の多様な関係者が参加し、政策主体側と援助側が緊張関係をもって、当事者主体や地方分権・住民自治を理念とし、官民協働を前提にした協議がなされているのであろうか。

こうした問題意識のもと、協議会の設置、スタートにおいて、どのような経過で協議会は地域に設置されてきたのかを、大規模入所施設の地域生活移行に取り組んだ際、長野県は民間の社会福祉実践者を雇用し、地域関係者を含めたワーキンググループを立ち上げ官民協働の体制づくりを行ったとされる長野県の事例に注目した(野村、草間2005)。

2. 研究の視点および方法

西駒郷の地域生活移行の際の官民協働の関係性が、地域の自立支援協議会の設置にどのようにつながっていったのか、その当時の主要な役割を果たした元県職員(官)と元地域療育等支援事業のコーディネーター(民)の2名に半構造化インタビューを行った。調査期間は2023年8月～9月、インタビュー時間はそれぞれ66分と105分であった。インタビュー内容の逐語録を作成し、官民協働の運営が協議会に求められている意義を明らかにするため、インタビュー内容に基づき事実関係を整理した。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については長野大学倫理審査委員会で承認を得た。(申請番号2023-008、2023年7月13日承認) また日本社会福祉学会研究倫理規定および研究ガイドラインに基づき、調査対象者には研究発表の了解を得ている。COI(利益相反)はない。また共同研究者から発表の承諾を得ている。

4. 研究結果

①西駒郷の地域生活移行より前に地域療育等支援事業(H11)がスタートしてコーディネ

ーターが配置されており、このコーディネーターが単なる相談支援だけではなく、地域づくりをしていくという役割を持って活動していくことを県は法人へ依頼し、法人もそれに応えていった。②西駒郷が建て替え方針から地域移行生活へと方針が変わるなか、障害者総合支援センター(H16)が各圏域に設置され、その後の長野県障害者施策を推進する役割の一翼を担ったという評価がある。③西駒郷の地域生活移行の方針を基本構想として、民間の人たちの参画を得てワーキンググループを設置し検討していった。またH15年度に県庁の自律支援室と西駒郷に障害福祉に詳しい民間人を採用し、官民協働の体制をつくった。そのワーキングなどの取り組みが、そのまま県の自立支援協議会の機能を果たしていたという評価がある。④それまであった圏域調整会議から自立支援協議会への脱皮、官民がそれぞれの役割を果たすというワーキングの位置づけがなされた。⑤障害者総合支援センターが中心となり圏域協議会はつくられていった。⑥国へ出向をしていた県職員と連絡をとりながら、県と国の関係性を築いていった。⑦長野県はベテランコーディネーターの存在もあり、相談支援の人材育成が地道に行われていた。県下の相談員の研修体制を整備し、人材育成を行い、そうした人たちを協議会運営に引き入れていった。⑧圏域協議会の格差解消のために、県の意向によりアドバイザー(ベテランのコーディネーター)から圏域の協議会へアプローチをかけていった。⑨アドバイザー事業が国事業でなくなった後も県は事業を継続し、アドバイザーが集まる会議では、各圏域からの情報と県からの情報が共有され、圏域(市町村)と県との関係性が築けていた。⑩協議会運営の課題として協働体制の整備等があげられている。⑪官民協働の在り方として、まずは官と民がコミュニケーションを図ること。そして官民協働を実践する場、仕組みとしての協議会を大事にすべきとの考えがある。

5. 考察

西駒郷基本構想を官民協働のワーキングで策定し、それが現在も長野県障害者施策の礎になっているという調査対象者の認識があった。そして、上記の結果から①体制としての官民協働(民間人の登用)、②関係性としての官民協働(コミュニケーション)、③場・仕組みとしての官民協働(自立支援協議会)とに整理できると考えられる。特に官民協働の視点から、協議会の設置および運営には、トップダウン(県の方針)とボトムアップ(地域の合意)の協議と合意が求められていた。また協議会運営のポイントとして、官民協働が実践できる体制整備が求められていた。

引用文献

- 古川孝順古川孝順(2021)『社会福祉学の原理と政策』有斐閣
 野村健一郎、草間秀成(2005)「知的障害者の地域生活移行」『飯田女子短期大学紀要 22, 37-4